

## 令和5年度埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 学校や地域における健康課題を把握し、健康課題の解決及び健康課題に関する指導の充実を図るため、「学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 学校における現代的な健康課題解決支援事業を推進するための方針の協議、検討
- (2) 学校における現代的な健康課題解決支援事業を推進するために係るその他の取組の検討
- (3) 学校における現代的な健康課題解決支援事業における成果の検証及び普及

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。
- 3 協議会に副委員長を置き、委員の中から互選する。

### (運営)

第4条 委員長は、協議会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、令和6年2月28日までとする。

### (会議)

第6条 委員長は、協議会を招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の県及び市町村等関係機関の職員の出席を要請することができる。

### (事務局)

第7条 協議会は、会務を処理するために、事務局を埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

### (経費)

第8条 協議会の経費は予算の範囲内で埼玉県教育局保健体育課予算をもって充てる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

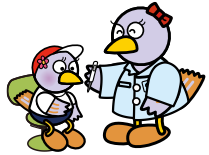
別 表（第3条関係） 委員

学識経験者
医師
歯科医師
薬剤師
校長
養護教諭
市町村教育委員会指導主事
保健医療政策課副課長
保健体育課長
保健体育課教育指導幹

# 令和5年度 埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」全体図

埼玉県における現代的な健康課題への対応

- ・生活環境の急激な変化により、子供たちの心身の健康課題が多様化、深刻化している。
- ・現代的な健康課題の解決を図るには、地域社会が連携して社会全体で取り組むことが重要である。



埼玉県のマスコットコバトン

学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会

【構成員】  
学識経験者・医療関係者  
学校関係者・市町村教育委員会職員等

地域における健康課題の把握  
①メンタルヘルス ②アレルギー疾患 ③歯・口の健康  
④薬物乱用防止等 ⑤望ましい生活習慣 など

支援体制・支援方針の協議、検討

【構成員：1地域3～4人度】  
専門医・地域保健所職員  
学校職員・市町村教委等

健康課題解決検討委員派遣

健康課題解決に向けた取組の実施

支援結果についての報告

学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会

県教育委員会から  
全県へ発信

支援結果についての効果検証

【健康課題解決検討委員会活動イメージ】

健康課題解決検討委員会

例1

検討委員  
医療関係者1名  
大学教授  
教委 養護教諭

例) 地域学校  
保健委員会  
又は研修会

例2

検討委員  
医療関係者2名  
教委 養護教諭

例) 研修会

例3

検討委員  
医療関係者1名  
教委 保健師

例) 講演会



埼玉県のマスコットコバトン

- ・地域学校保健委員会
- ・研究団体による研修会
- ・教職員保護者対象講演会
- ・地区学校保健会 等

地域における教職員、児童生徒、保護者への支援

学校・家庭・地域 全体で 子供たちの豊かな心と健やかな体を育成する

# 令和5年度 埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」 実施要項

## 1 趣旨

児童生徒の心身の健康問題の解決を図るには、社会全体での取組が重要であることから、県内の地域単位の学校等において、「学校における現代的な健康課題解決支援事業」を実施する。

各地域に、専門医や学校関係者、地域保健関係者で構成する「健康課題解決検討委員会」を設置し指導者を派遣するなどを通して、地域における学校保健の課題解決に向けた取組を実践することで、学校・家庭・地域全体で、子供たちの豊かな心と健やかな体を育成するための支援を行う。

## 2 派遣地域（予定）

1 地域（団体）

## 3 事業内容

「健康課題解決検討委員会」の設置及び指導者の派遣

- (1) 教職員、児童生徒、保護者に対し、講演等を行う。
- (2) 地域の教職員を対象とした研修会を開催する。
- (3) 地域学校保健委員会等において、指導助言や講演、講義、講話を行う。

## 4 派遣対象

- (1) 2校以上の学校関係者が集まる団体（教職員、児童生徒、保護者のいずれでも可）  
※児童生徒を対象とする場合は、本事業の趣旨を踏まえ、教職員、保護者の参加を促す。
- (2) 教職員の研究団体及び学校保健会  
※例) ○○市保健主事会、○○町養護教諭会、○○地区学校保健会

## 5 1 地域に派遣する健康課題解決検討委員会の構成

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、養護教諭、市町村教育委員会学校保健担当者等  
3～4人程度で構成。  
※地域の課題に応じ、健康課題解決検討委員会を構成し派遣する。

## 6 報償費・旅費及び会場費

予算の範囲内で埼玉県教育局県立学校部保健体育課が負担する。

## 7 派遣期間

令和5年7月19日（水）～令和5年12月22日（金）まで

## 8 実施方法

- (1) 健康課題解決検討委員会の設置及び指導者の派遣を希望する市町村の団体は、実施画書（様式1）を、別途指定した期日までに、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて県保健体育課へ申請する。県立の団体及び学校保健会は直接、県保健体育課へ申請する。
- (2) 県保健体育課は、申請のあった団体に対し、派遣の可否について通知する。
- (3) 許可を受けた団体に対し、県保健体育課及び所管する市町村教育委員会は、健康課題解決検討委員会の設置、開催日程、会場等に関する調整を行う。

- (4)調整後、県保健体育課は、会場予約及び関係各所へ正式に依頼する。
- (5)必要に応じ、許可を受けた団体の代表と健康課題解決検討委員会は、事前及び事後の打合せを行うことができる。その際の日程調整及び会場の確保については、市町村教育委員会（県立については県保健体育課）が行う。
- (6)事業を実施した団体は、終了後2週間以内に事業終了報告書（様式4）を提出する。また、健康課題解決検討委員会の協力を得て、12月末までに関連資料（写真等をまとめたもの）を県保健体育課に提出する。（令和5年12月末に事業実施した場合は、事業実施から10日以内とする。）